

南区誕生15周年記念ロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南区誕生15周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク使用申請書（第1号様式）により、相模原市南区長（以下「区長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領に基づき実施する南区誕生15周年記念冠事業で使用する場合
- (2) 前号の場合を除き、市又は区が実施する事業等で使用する場合
- (3) 放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合
- (4) 個人が営利以外の目的で使用する場合
- (5) その他、区長が認める場合

2 市又は区は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認等)

第3条 区長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用承認を決定したときは、申請者に対しロゴマーク使用承認通知書（第2号様式）を交付するものとし、使用の不承認を決定したときは、申請者に対しロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）を交付するものとする。

2 区長は、ロゴマークの使用承認に当たり、必要な条件を付すことができる。

3 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、ロゴマーク使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用変更申請書（第4号様式）を区長に提出し、ロゴマーク使用変更承認通知書（第5号様式）による承認を受けなければならない。

4 使用者は、ロゴマークを使用した場合、使用実績（パンフレット等）を速やかに区長に提出しなければならない。

5 使用者は、ロゴマークの使用を中止し、又は第2項に規定する使用承認の条件を満たさなくなったときは、ロゴマーク使用中止届出書（第6号様式）を区長に

届け出なければならない。

(使用の不承認)

第4条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) ロゴマークの使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとする場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 自己のシンボルマーク、自己の商標又は意匠として使用する場合
- (5) 市又は区の品位を傷つけ、又はロゴマークのイメージを損なうおそれのある場合
- (6) 定められた使用方法によってロゴマークが使用されないおそれのある場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、区長がロゴマークの使用を不相当と認める場合

(遵守事項)

第5条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、この要領及び南区誕生15周年記念ロゴマークデザインガイドを遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、物品に関して、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及びその他各種法令を遵守しなければならない。
- 3 区長は、ロゴマークの使用方法が前条各号のいずれかに該当するおそれが生じるに至ったとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法及びその他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。
- 4 前項の是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用承認の取り消し)

第6条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を

取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対して、ロゴマーク使用承認取り消し通知書（第7号様式）を交付するものとする。

- (1) 使用者がこの要領に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項に基づく使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市及び区はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、原則、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、区長が認めた場合はこの限りではない。

(権利設定の禁止)

第9条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、第3条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月7日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第2条関係）

南区誕生15周年記念ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

南区長 へ

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

電話 _____

次のとおり南区誕生15周年記念ロゴマークを使用したいので、申請します。

使用目的		
使用方法	※使用見本又は使用案を添付すること	
使用開始日 又は使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
特記事項		
担当者連絡先	氏名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

第2号様式（第3条関係）

南区誕生15周年記念ロゴマーク使用承認通知書

相模原市指令（ ）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

令和 年 月 日付けで申請のあった南区誕生15周年記念ロゴマークの使用について、次のとおり承認いたします。

令和 年 月 日

南区長

使用目的	
使用方法	
使用開始日 又は使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備考	
担当課	

第2号様式（裏面）

南区誕生15周年記念ロゴマークの使用に係る承認条件

- 1 使用承認を受けた事項以外に使用しないこと。
- 2 別に定める「南区誕生15周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）デザインガイド」を遵守すること。
- 3 ロゴマークの使用承認を受けた権利を他人に譲渡または貸与しないこと。
- 4 ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を遅滞なく提出すること。
- 5 使用承認を受けた事項に変更が生じる場合は速やかに申請を行うこと。
- 6 使用する必要が無くなった場合は速やかに「ロゴマーク使用中止届出書」を提出すること。
- 7 ロゴマークの使用に関する要領第6条に定める項目に該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることがあります。
- 8 使用承認が取り消されたときは、取り消しを通知した日から使用することができません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、市又は区は一切の責任を負いません。
- 9 ロゴマークの適切な使用を図るため、使用状況、使用した物件の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 10 ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、市又は区は一切の責任を負いません。
- 11 その他の条件

--

第4号様式（第3条関係）

南区誕生15周年記念ロゴマーク使用変更申請書

令和 年 月 日

南区長 あて

申請者 所在地 _____
 団体名 _____
 代表者名 _____
 電 話 _____

令和 年 月 日付け相模原市指令（ ）第 号で使用承認を受けた事項について、変更したいので申請します。

		承認を受けている内容	変更する内容
使用目的			
使用方法			
使用開始日 又は使用期間			
変更の理由			
連絡先	氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
	Eメール		

第6号様式（第3条関係）

南区誕生15周年記念ロゴマーク使用中止届出書

令和 年 月 日

南区長 へ

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

電話 _____

令和 年 月 日付け相模原市指令（ ）第 号で使用承認を受けた南区誕生15周年記念ロゴマークの使用について、使用を中止しますので届け出ます。

使用目的		
中止理由		
中止時期	令和 年 月 日	
担当者連絡先	氏名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

第7号様式（第6条関係）

南区誕生15周年記念ロゴマーク使用承認取り消し通知書

相模原市指令（ ）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

令和 年 月 日付け相模原市指令（ ）第 号で承認した南区誕生15周年記念ロゴマークの使用については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知いたします。

令和 年 月 日

南区長

使用目的	
取り消しの理由	
備考	
担当課	